

税・年金

不動産の公売

市では市税の滞納処分として差し押さ えた不動産を、入札によって売却(公売) します(今回は東京都と合同開催)。公売 による売却代金は、滞納となっている市 税などに充当されます。

- 畸10月28日以午後1時~2時
- 場東京都庁第一本庁舎4階第2入札室
- □**売却区分番号** 第G4902号 ※入札は原則、誰でも参加できます。 ※公売物件および公売手続きの詳細は、 市Ⅲまたは東京都Ⅲをご確認ください。 ※公売は中止になることがありますので、 最新情報は市₩をご覧ください。
- ◆納税課 (☎ 042-460-9834)

国民年金保険料納付案内業務の 民間委託業者が変更

日本年金機構では、国民年金保険料を 納め忘れている方に対する「電話や文書、 戸別訪問による納付督励や保険料の収納 業務」について、民間委託を実施してい ます。本市における業者は10月から「日 立トリプルウィン㈱」(☎0120-211-231)になりました。

問武蔵野年金事務所

- $(\mathbf{m} 0422 56 1411)$
- ◆保険年金課Ⅲ
- $(\mathbf{m} 042 460 9825)$

福祉

難病の医療費助成制度が改正

平成27年1月1日から新たな難病医 療費助成制度が実施されます。

□平成26年12月31日までを有効期限と する御医療券をお持ちの方

新制度への相談を受け付けています。疾

病名により東京都から案内が届く時期が 異なります。案内が届き次第、障害福祉 課まで書類をご持参ください。

※詳細は、問へお問い合わせください。 間東京都福祉保健局保健政策部疾病対 策課(☎03-5320-4004)

- ◆障害福祉課保
- $(\bigcirc 042 438 4035)$

ひとり親家庭のお子さんのための 就学支度資金・修学資金

東京都母子および父子福祉資金・東京 都女性福祉資金貸付制度では、ひとり親 家庭のお子さんのために、一定額を限度 に貸し付けを行っています。10月から 父子家庭への貸付制度も始まりました。 □**就学支度資金** 小·中学校、高校、短

大、大学、専修学校の入学に必要な資金 □修学資金 高校、短大、大学、高専、 専修学校の修学に必要な資金

※母子・父子自立支援員との面談などが 必要です(予約制)。詳細は、お問い合わ せください。

- ◆子育て支援課 🖽
- $(\mathbf{m} 042 460 9840)$

くらし

エコプラザ西東京駐車場工事

□**工事期間** 10月27日(月)~12月1日(月) 工事期間中は駐車場が使用できません ので、車で来館の際は保谷庁舎有料駐車 場など、近隣の駐車場をご利用ください。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

おすすめします 国の「中退共制度」 ~掛金の一部を補助します~

中小企業退職金共済制度(中退共制度) は、中小企業で働く従業員のための国の 退職金制度です。

□制度の特色

- ●国の制度なので安心
- ●掛け金は全額非課税で有利
- ●外部積立型なので管理が簡単など

財所定の申込書に記入・押印のうえ、 金融機関へ提出

問勤労者退職金共済機構中小企業退職 金共済事業本部(3-6907-1234) ❖市の助成

□要件 ①市内に事業所または事務所を 有する中小企業者 ②勤労者退職金共済 機構(国)が実施する中小企業退職金共済 事業による退職金共済契約を締結し、共 済掛け金を納付していることなど

□助成額 該当する従業員の掛け金に対 して、加入時から36カ月を限度として1 人につき月額500円(ただし1カ月の掛 け金が2.000円の従業員は月額300円) ※市の助成制度申込は毎年2月です。募 集時期には再度市報でご案内します。

◆産業振興課保(☎042-438-4041)

西東京都市計画生産緑地地区変更 案の公告および縦覧

□縦覧期間 10月15日(水)~29日(水) □縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5階) □意見書の提出 市内在住の方および利 害関係のある方は、期間中に意見書を提 出することができます。10月15日(水)~ 29日(水)(必着)に、提出者の住所・氏名・ 地区との関係を明記し、〒202-8555 市役所都市計画課へ郵送または持参して ください。

◆都市計画課保(☎042-438-4050)

市議会議員選挙における郵便等に よる不在者投票

12月21日(日)は、西東京市議会議員選 挙の投票日です。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または 介護保険被保険者証をお持ちで、表1の いずれかに該当し「郵便等投票証明書」の 交付を受けている方は、選挙のときに自 宅などで郵便等による不在者投票ができ ます。

郵便等による不在者投票を希望し、ま だ「郵便等投票証明書」の交付を受けてい ない方は、選挙管理委員会へ申請してく ださい。

表1

| 障害などの 区分 | 障害など 程度 | の Control of the control of the con |
|----------------|---------------------------------|--|
| | 両下肢・体幹・ 移動機能 | 1級または 2級 |
| 身体障害者 手帳 | 心臓・腎臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸 | 1級または 3級 |
| | 免疫・肝臓 | 1級~3級 |
| 戦傷病者 | 両下肢・体幹 | 特別項症~ 第2項症 |
| 手帳 | 心臓・腎臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・肝臓 | 特別項症~ 第3項症 |
| 介護保険の 被保険者証 | | 介護保険の 被保険者証 |

■郵便等投票の代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、表2の いずれかに該当し、自ら投票の記載をす ることができない方は、あらかじめ選挙 管理委員会に届け出た方に代理記載をし てもらうことができます。

表2

| 障害などの 区分 | 障害などの 程度 | |
|-------------|-------------|---------------|
| 身体障害者 手帳 | 上肢または視覚 | 1級 |
| 戦傷病者 手帳 | 上肢または視覚 | 特別項症~ 第2項症 |

◆選挙管理委員会事務局**保**

 $(\mathbf{m} 042 - 438 - 4090)$

事業者

納税通知書用封筒に掲載する 広告を募集

地域経済の活性化と市の財源確保のた め、平成27年度に使用する個人市・都 民税、固定資産税・都市計画税および軽 自動車税の納税通知書用封筒に広告掲載 を希望する事業者を募集します。

□**封筒送付対象者** 個人市·都民税(普 通徴収分)、固定資産税・都市計画税お よび軽自動車税の納税義務者

□使用時期 平成27年4月~翌3月

□掲載料 募集要項のとおり

□印刷枚数 12万5,000枚

□募集期間 10月15日(水)~11月7日(金)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 の申請はお済みですか

対象となり得る方に対し、7月末か ら順次申請書を送付しています。

申請がお済みでない方は早めに申請 してください。詳細は、田無庁舎2階 給付金窓口または右記へお問い合わせ ください。受付期間は12月26日 金ま

でです。

場臨時給付金担当窓□ (田無庁舎2階)

◆臨時給付金担当Ⅲ



確認じゃ!

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

困ります!自転車置きざり 知らんぷり

10月22日 め~31日 金の10日間、都内全域で「第31回駅前放置自転車クリー ンキャンペーン」が実施されます。

自転車・バイクなどは手軽な交通手 段ですが、歩道や道路に置かれた放置 自転車は、歩行者の障害になるばかり か、その道路を通行する自転車・自動 車にとっても危険です。

(例:放置自転車を避けるため歩行者が 車道に出て通行する。歩行者や自転車 の通行を妨げ衝突事故の原因になるなど) キャンペーン期間中、田無警察署・ 西武鉄道・駅前商店会などの協力を得 て自転車の安全利用啓発活動を行いま

す。チラシ配布などの広報活動ととも に、放置自転車・原付バイクなどは撤 去します。

放置自転車のない、きれいで快適な 街づくりにご協力ください。

- ◆道路管理課保
- $(\mathbf{m} 042 438 4057)$





庁舎統合FAQ

現在、市では庁舎の統合整備に向けた取り組みを進めています。これまでの市 民説明会やパブリックコメントなどで寄せられたご意見を参考に、よくある質問 を取りまとめました。

なぜ、厅舎統合が必要なのか

現在の2庁舎体制には、①保谷庁舎 の老朽化への対応 ②市民サービスへ の影響 ③職員の重複配置や庁舎間移 動などに伴う財政負担 ④業務効率へ の影響 の4つの課題があります。

これらの課題と併せ、少子高齢化な どの将来的な課題に対応するためにも、基本構想などの検討を行い、設計、工 庁舎統合が必要であると考えています。 事といった流れで進める予定です。

庁舎の位置はどこになるのか

庁舎統合について、現時点では、 ①田無庁舎統合案 ②保谷庁舎統合案 ③新たな用地統合案 の3案を選択肢 としています。位置の決定には、全市 的な議論を踏まえることが必要である と考えており、今後、寄せられたご意 見を検証するとともに、改めて情報提 供をするなど丁寧な対応を重ね、今年 度中には庁舎の位置を含めた庁舎統合 方針の決定を予定しています。

いつ、厅舎を統合するのか

庁舎統合時期の目標を平成35年度 までとし、今年度中に庁舎統合方針を 決定する予定です。なお、庁舎統合方 針の決定にあたっては、改めて市民説 明会などを実施します。

統合方針の決定後、市民参加により

保谷庁舎は使えないのか

保谷庁舎は昭和43年建築で、一般 的な耐用年数である50年まで残り4 年と迫っています。

引き続き保谷庁舎を使い続けるため には、設備の更新や施設改修が必要で あり、多額の費用がかかることから、 2庁舎体制を継続することは財政的に 課題があると考えています。